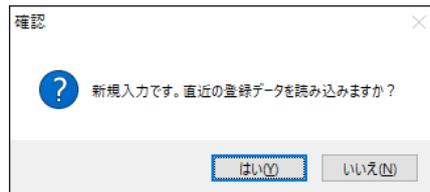


「雇用保険」「子ども・子育て支援金」「子ども・子育て拠出金」料率設定手順書

- ※ R8 年 4 月より、「子ども・子育て支援金」が新設されます。
- ※ R8 年度において、「子ども・子育て拠出金」の料率は据え置きされる見通しです。
- ※ 必ず 4 月分の給与計算前に作業を行ってください。

1. メイン画面より、「初期設定メニュー」→「社会保険マスタ」画面を開きます。
2. [施設選択]リストより、変更する施設を選択します。(1 施設の場合は自動で選択されます。)
3. [適用開始年月日]に「R080401(西暦の場合は 20260401)」と上書き入力し、**Enter** キーを押下します。(和暦の場合は「平成」ではなく「令和」が選択されていることをご確認ください。)
4. 下記のメッセージが表示されます。**はい** をクリックします。



5. [子ども・子育て支援金]の[本人負担率]と[端数負担区分]を設定し、**登録[F1]** をクリックします。
6. [雇用保険料]の[本人負担率]と[事業主負担率]に、新料率を上書き入力し、**登録[F1]** をクリックします。

社会保険 ※複写ボタンは、1 施設の場合は表示されません。

社会保険マスタ

複製 登録[F1] 削除[F4] 終了[F3]

社会保険

料率設定 事業所情報

施設選択 001 サーブ保育園

適用開始年月日* 令和 08-04-01 検索

健康保険・厚生年金

	本人負担率	端数負担区分
健康保険料	/1000	本人
厚生年金料	91.50 /1000	本人
介護保険料	8.10 /1000	本人
子ども・子育て支援金	1.15 /1000	

事業主負担率

子ども・子育て拠出金	3.60 /1000
------------	------------

雇用保険・労働保険

	本人負担率	事業主負担率
雇用保険料率	5.00 /1000	8.50 /1000

適用開始年月日
令和 08-04-01(2026-04-01)
旧適用開始年月日
令和 08-03-01(2026-03-01)

子ども・子育て支援金(新設)
本人負担率: 1.15 /1000
端数負担区分: 「本人」または「事業主」をお選びください

雇用保険料率
本人負担率: 5.00 /1000
事業主負担率: 8.50 /1000
旧料率
本人負担率: 5.50 /1000
事業主負担率: 9.00 /1000

※各料率の詳細は、厚生労働省、日本年金機構等の通知をご確認ください。

※複写機能について

複数施設をご使用の場合は、施設ごとに登録が必要になります。

複写 機能を使用すると、他施設へ料率設定をコピーすることができます。

1. **複写** をクリックします。
2. [複写元]の[施設][適用開始年月日]を選択します。
3. [複写先]より、複写する施設のチェックボックスを ON にします。
4. **実行[F1]** をクリックし、複写処理を開始します。

社会保険料率複写処理

実行[F1] 終了[F3]

複写元

施設選択 001 サーヴ保育園

適用開始年月日 令和 検索

複写先

施設選択	
<input checked="" type="checkbox"/>	サーヴ第二保育園
<input checked="" type="checkbox"/>	サーヴ第三保育園